

平成29年第5回組合議会（臨時会）が、12月27日に開催されました。
議案3件が提出され、原案のとおり可決されました。

番号	件名【議決等の結果】
議案第21号	大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【原案可決】
	国家公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則，併せて地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことにより，これらの法律等を引用している職員の育児休業等に関する条例において所要の改正を行うものです。
議案第22号	大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例【原案可決】
	国家公務員の給与に関する法律等の改正に伴い，情勢適応，均衡の原則の観点から，組合の現状及び関係市町の状況等を鑑み，人事院勧告を基本として関係条例の改正を行うものです。
議案第23号	平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）【原案可決】
	主に議案第22号の給与に関する条例の改正に伴う職員人件費などについて補正計上するものであり，歳入歳出それぞれ2，454万円を減額し，予算総額を95億4，637万円とするものです。